

審査基準

平成22年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第8条第2項
処分の概要：通行許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法令の定め： 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 長野県道路交通法施行細則第6条（通行許可）
審査基準：別紙のとおり
標準処理期間：5日間（ただし、行政庁の休日は含まない。）
申請先： 許可を受けようとする場所を管轄する警察署の交通課又は交通第二課（高速自動車国道等については、長野県警察本部交通部高速道路交通警察隊総務係）
問い合わせ先： 長野県警察本部交通部交通規制課規制係（電話：026-233-0110）
備考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1, 2のほか、「長野県道路交通法施行細則（昭和35年12月19日長野県公安委員会規則第4号）第6条に掲げる」事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
 - (1) 同細則第6条1号に規定されている「日常生活に欠くことのできない貨物等」とは食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。
 - (2) 同条3号に規定されている「業務上特にやむを得ないと認められること」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。（例：新聞・牛乳・酒類・食料品の配達、飲食店の出前、クリーニングの集配、集金、電気・水道の検針）